

第2章 新居浜市の現状と課題

1. 上位・関連計画における本市の方針

(1) 第六次新居浜市長期総合計画

(令和3年3月策定)

1) 計画期間

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度

2) 将来都市像

—豊かな心で幸せつむぐ—

人が輝く あかがねのまち にいはま

3) 目標人口

111,000人(令和12年(2030年))

(令和22年(2040年)まで人口10万人、令和42年(2060年)に人口9万人を維持)

4) まちづくりの目標

目標1: 未来を創り出す子どもが育つまちづくり

(子育て・教育)

目標2: 健康で、いきいきと暮らし、支えあうまちづくり

(健康・福祉)

目標3: 活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が生み出されるまちづくり

(経済・雇用)

目標4: 安全・安心・快適を実感できるまちづくり

(都市基盤・防災・防犯・消防)

目標5: 人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり

(人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ)

目標6: 人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり

(地球環境・生活環境・上下水道)



計画の推進(持続可能なまちづくりの推進) (行財政運営)

5) 重点プロジェクトの体系

「第2期新居浜市総合戦略(令和2年3月改訂)」の4つの基本目標、目標ごとに定める具体的な施策を「重点プロジェクト」として位置づけます。

(2) 第2期新居浜市総合戦略

(令和2年3月改定)

1) 目標年次

令和6年度(2024年度)まで

2) 目指す都市像

住みたい、住み続けたい あかがねのまち

3) 基本目標と重点プロジェクト

「第2期新居浜市総合戦略」の目指す都市像と4つの基本目標と具体的な施策

目指す都市像 ~住みたい、住み続けたい、あかがねのまちを目指して~

基本目標1 | 新たな雇用の創出と産業を支える人づくりに努め、
地元産業を振興します

1-1 ものづくり産業の振興

1-2 新産業の創出、創業への支援

1-3 地元産業の振興

1-4 住友各社との連携強化と企業誘致の促進

基本目標2 | 居住地・観光地としての魅力を高め、関係人口を創出し、
交流人口・定住人口を拡大します

2-1 移住・定住の促進

2-2 交流人口の拡大

2-3 関係人口の創出・拡大

基本目標3 | 浜っ子を増やすため、結婚・出産・子育て支援を
充実するとともに、健康長寿社会を実現します

3-1 少子化対策の充実

3-2 子育て支援の充実

3-3 教育環境の整備

3-4 健康寿命の延伸

基本目標4 | 市域・組織を越えた連携を進め、
地域特性を踏まえた時代に合ったまちづくりを推進します

4-1 時代に合ったまちづくりの推進

4-2 健康で豊かな生活が送れるまちづくりの推進

4-3 安全・安心のまちづくりの推進

4-4 協働のまちづくりの推進

4-5 3市(新居浜・西条・四国中央)連携の推進

(3) 新居浜市国土強靱化地域計画

(令和2年8月策定)

1) 目標年次

令和7年度(2025年度)まで(令和2(2020)年度を初年度とする6年間)

2) 基本理念

国土強靱化の趣旨を踏まえ、人・生活・産業を守るため、防災・減災対策を中心として、国や愛媛県、市民や民間事業者等が一体となって、強く、しなやかで活力ある地域づくりをすすめることにより、子どもからお年寄りまで誰もが光り輝き、健康で安全・安心に生活ができる、住んでいてよかったと心から思えるまち『強く、しなやかで、人が輝く あかがねのまち』を目指す。

3) 基本目標

- 1 すべての人命の確保が最大限に図られること。
- 2 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化されること。
- 4 すべての被害の迅速な復旧復興が図られること。

4) 事前に備えるべき目標

- 1 人命の保護が最大限に図られること。
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること。
- 3 必要不可欠な行政機能は確保すること。
- 4 必要不可欠な情報通信機能は確保すること。
- 5 経済活動(サプライチェーンを含む。)を機能不全に陥らせないこと。
- 6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること。
- 7 制御不能な二次災害を発生させないこと。
- 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること。

(4) 新居浜市立地適正化計画

(平成 31 年 4 月作成)

1) 目標年次

概ね 20 年後の令和 17 年 (2035 年)

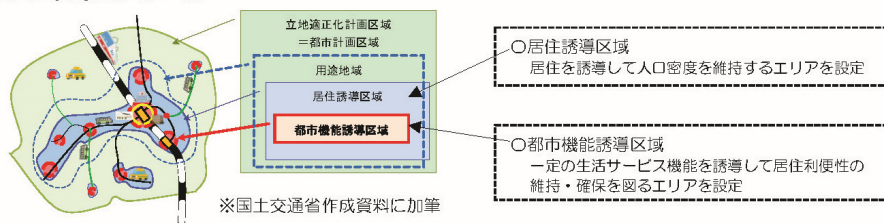
2) 計画の役割

将来的に予想される、急激な人口減少や少子高齢化の進展に加え、インフラ施設の更新など、財政面及び経済面における持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっており、今まで身近に利用できた商業・医療等の施設や日常生活に必要な機能が失われ、現在の暮らしやすさが損なわれてしまうことが懸念されます。

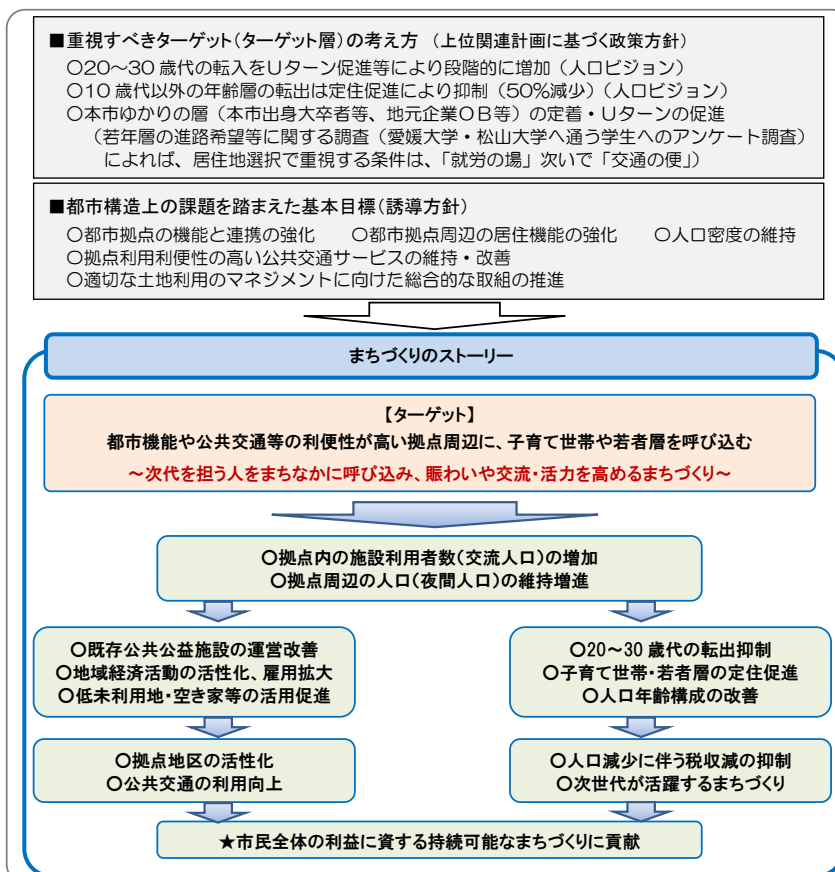
そうした背景のもと、新居浜市全体としてコンパクトで魅力と活力のあるまちづくりを推進するため、平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法の改正が行われ創設された立地適正化計画を作成したものです。

立地適正化計画は、住宅及び福祉・医療・商業等や居住に関する施設の立地の適正化を図るための計画です。

〈立地適正化計画のイメージ〉



3) まちづくりのターゲット戦略



4) 主な施策の内容

■ 都市機能の維持・確保及び都市拠点等のにぎわい強化に係る施策

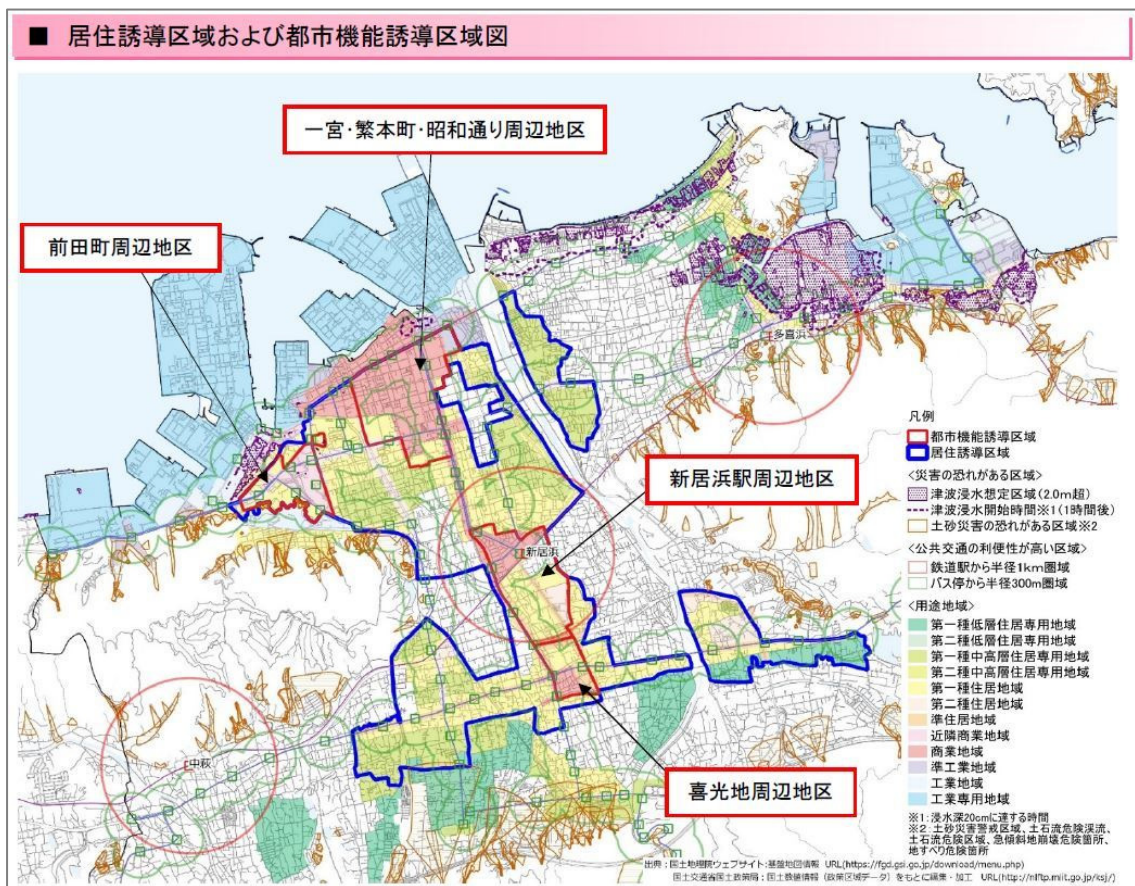
- 都市拠点（新居浜駅周辺、前田町周辺、一宮・繁本町・昭和通り周辺地区）及び地域拠点（喜光地周辺地区）において、都市機能誘導区域を定め、各拠点で維持増進を図るべき一定の都市機能誘導施設を立地誘導（都市機能誘導区域外での開発・建築等について市長への届出を制度化）
- 都市拠点等における都市機能（にぎわい機能）の整備
- 拠点周辺を歩きたくなる環境の充実

■ 居住機能の維持・確保に係る施策

- 人口集積・成長性、都市拠点等へのアクセスや公共交通利用の利便性など、人口密度の維持が望まれる区域（都市機能誘導区域周辺）において、居住誘導区域を定め、居住誘導区域外でのまとまった住宅開発等について市長への届出を制度化
- 居住誘導区域内のまちなか居住の誘導
- 若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実

■ 上記都市機能・居住機能や、拠点利用を高める公共交通網の強化に係る施策

- 都市拠点を利用しやすいネットワークの充実



(5) 新居浜市地域公共交通網形成計画

(平成 30 年 3 月策定)

1) 目標年次

平成 30 (2018) 年度からの 5 年間

2) 基本理念

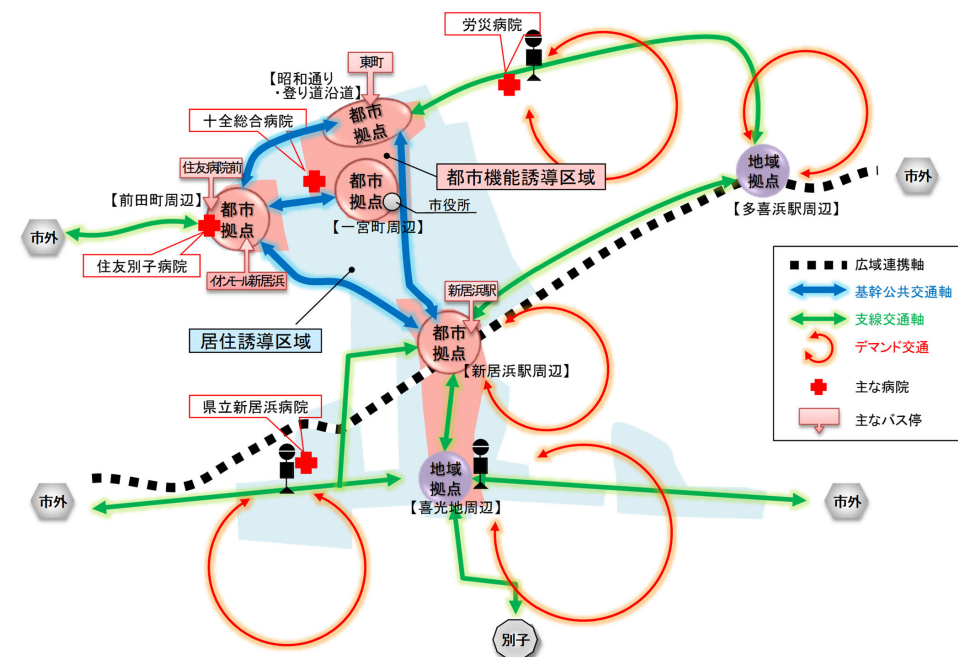
いつまでも暮らしやすいまちを支える、使いやすい持続可能な公共交通網の形成

3) 公共交通網の将来像

市外・県内外との移動を支える広域交通軸に加え、市民生活を支える交通軸として、立地適正化計画で設定する都市機能誘導区域内的の都市拠点を結ぶ『基幹公共交通軸』、市の郊外部や隣接市と JR 新居浜駅等の拠点とを結ぶ『支線軸』、基幹公共交通軸や支線軸までアクセスする『デマンド交通』の 3 つにより、市内外の移動を支えるネットワークを目指します。

4) 地域公共交通網形成計画の基本方針

- コンパクトなまちづくりを先導する公共交通網の形成
- 便利で使いやすい公共交通網の形成
- 市民・交通事業者・行政の協働による公共交通の維持



基幹公共交通軸

新居浜駅周辺、前田町周辺、一宮町周辺、昭和通り・登り道沿道など、都市拠点地区を結ぶ軸を基幹公共交通軸として位置付けます。拠点へのアクセス性や拠点間の周遊性を確保するための高いサービスを目指します。

支線軸

市の郊外部や隣接市とJR新居浜駅等の拠点を結ぶ軸を支線軸と位置付けます。基幹公共交通軸までアクセスできるようにし、拠点へのアクセスを確保するようにします。

デマンド交通

公共交通空白地域では、デマンド型交通によって、基幹公共交通軸や支線軸までアクセスできるようにし、拠点へのアクセスを確保するようにします。

〈本市の地域公共交通網の将来像〉

(6) 新居浜市公共施設再編計画

(平成 30 年 9 月策定)

1) 目標年次

平成 30 年度 (2018 年度) から令和 39 年度 (2057 年度) までの 40 年間

2) 基本方針

■ 基本方針

- まちづくりと連携した公共施設の適正配置
- 施設保有量の適正化
- 既存施設の長寿命化と有効活用
- 施設の安全性の確保
- 公共サービスの適正化とサービス水準の向上

■ 数値目標

今後 40 年間で 569 億 2,000 万円の削減が必要であり、14 億 3,300 万円/年、将来費用の 30%の削減を数値目標として設定します。

3) 施設類型別の管理に関する基本方針

施設分類	施設区分	類型別の管理に関する方針
生涯学習施設	社会教育施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、複合化、多目的化や規模縮小についても検討します。
	芸術文化施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、老朽化による市民文化センターの更新計画について検討します。
	スポーツ施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、総合運動公園構想に基づき、複合化、集約化について検討します。
	その他の施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、廃止について検討します。
学校教育施設	義務教育施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、長寿命化計画の策定を踏まえて、児童数・生徒数の見通しや老朽化の状況などにより、規模縮小や統廃合、他施設との複合化についても検討します。
	幼稚園	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、廃止について検討します。
	その他の施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、他施設との複合化について検討します。
福祉施設	児童福祉施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、統廃合や規模縮小、他施設との複合化についても検討します。
	高齢者福祉施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、他施設との複合化について検討します。
	障がい者福祉施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、他施設との複合化について検討します。
	その他の施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、他施設との複合化について検討します。
環境衛生施設	ごみ処理施設	継続利用(現状維持)を基本とします。
	し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥の共同処理施設を下水処理場に整備し、現施設については廃止を検討します。
	下水処理施設	継続利用(現状維持)を基本とします。
	斎場等	継続利用(現状維持)を基本とします。
産業振興施設	産業支援施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通しなどにより、民間譲渡について検討します。
	観光施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、観光振興計画に基づき、施設整備を検討します。
	港湾施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、更新時には施設の利用実態や利用見通しなどにより、規模縮小について検討します。
	その他の施設	継続利用(現状維持)を基本とします。
事務所等	中央機関	継続利用(現状維持)を基本としますが、老朽化による市庁舎の機能更新について検討します。
	地域機関	継続利用(現状維持)を基本としますが、更新時には施設の利用実態や利用見通しなどにより、統廃合についても検討します。また、消防分団詰所については、団員定員数などを再検討する際に、再編についても検討します。
市営住宅	市営住宅	長寿命化計画の見直しを踏まえて、立地適正化計画の居住誘導区域への集約化を検討します。

(7) 新居浜都市計画区域マスタープラン

(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針) (平成 28 年 5 月策定) (愛媛県)

1) 目標年次

概ね 20 年後

2) まちづくりの目標

工業により発展した歴史を有する産業文化都市として、都市の利便性と潤いにあふれた生活環境の中で、自然・文化等の地域資源を生かし、高次都市機能の集積を促進することにより、生活を重視した都市の利便性と快適性を享受できる都市(まち)づくりを目指す。

3) まちづくりの方針

- J R 新居浜駅周辺の都市拠点を核とした集約型都市構造を実現するための秩序ある土地利用の形成
- 集約型都市構造を実現するための都市施設整備
- 都市拠点の玄関口としての J R 新居浜駅周辺の市街地整備等良好な環境を形成する市街地開発事業等の検討・整備推進
- 燧灘、国領川、丘陵地等、本区域固有の自然や文化などと調和した創造的なまちづくりの推進
- 災害に強いまちづくりの推進

2. まちの現状

(1) 新居浜市の自然・歴史的・文化的特性

本市は、愛媛県の東部に位置し、東は四国中央市、西は西条市、南は高知県境に接し、北は瀬戸内海（燧灘）を隔て広島県に面しています。

市域は、東西 20.52 km、南北：21.48 kmで、面積 234.50 km²となっており、様々な自然・歴史的・文化的特性を有しています。

■年間を通して温暖な気候

平成 30 年の年間平均気温は 17.1 度で、生活に適した気温となっています。

■銅山開坑より四国屈指の工業都市へ発展

元来新居浜は農漁村でしたが、元禄 4 年（1691）の別子銅山の開坑以来、銅山を主体とする関連企業（化学・機械）の成長に伴い沿岸地帯に工場群が帯状に形成され、四国屈指の工業都市へと発展してきました。しかし、その後様々な社会情勢の変化などを経て、今日の高度技術、高付加価値型産業への転換期を迎えています。

■市内には国、県、市指定による多くの文化財

本市の文化財は国、県、市指定による文化財があわせて 92 件、国登録文化財が 17 件あり、古墳や遺跡等の史跡、天然記念物が多くみられます。

■本市の特性を生かした観光・レクリエーション地を形成

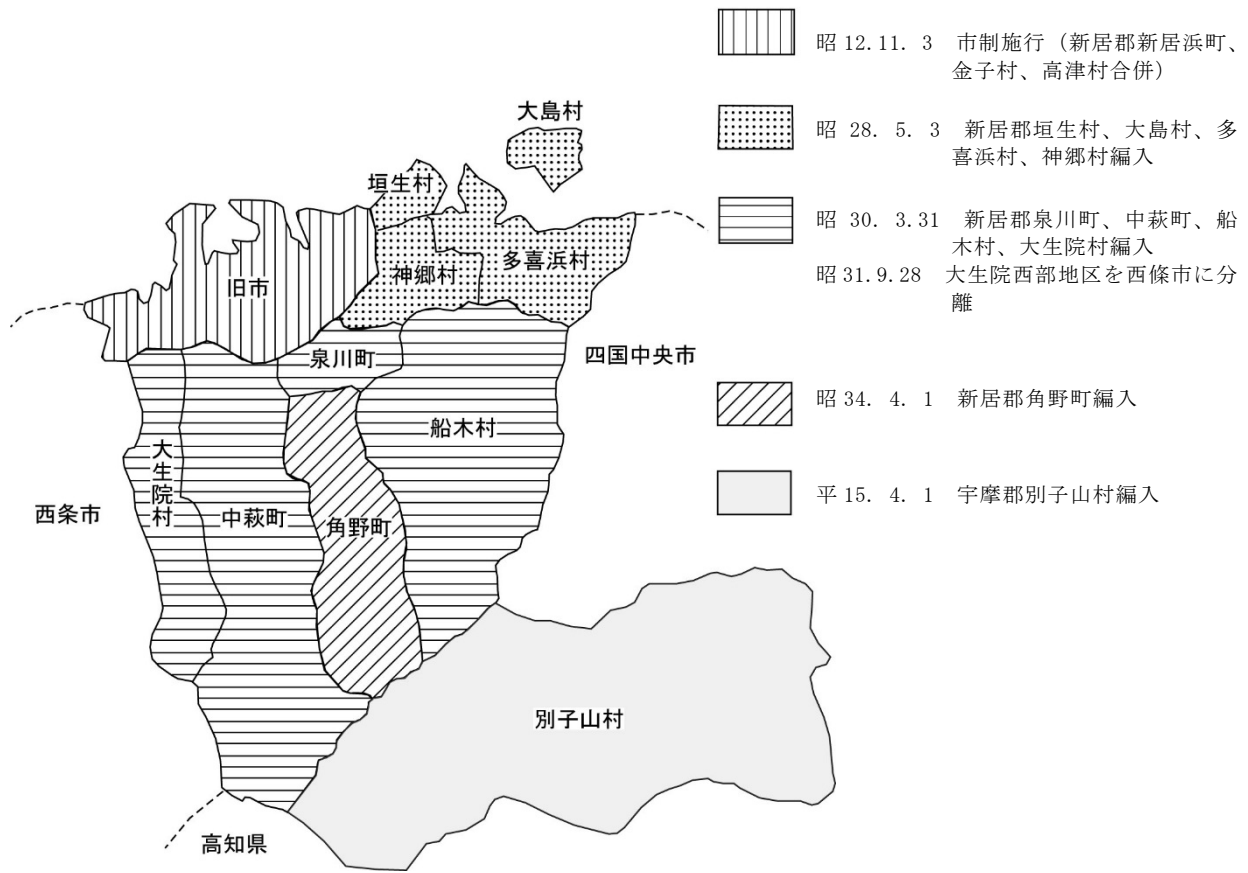
市内には自然資源を生かした名勝地、公園（マリナー、キャンプ場等）、観光農園、温泉や歴史的・文化的資源、近代化産業遺産を生かした関連施設としてあかがねミュージアム、歴史資料館、広瀬歴史記念館、愛媛県総合科学博物館などがあります。

■四季に応じ、市民に愛され、四国を代表するような行・祭事

春は“マイントピア別子しゃく菓まつり”、夏は国領川河川敷で開催される“にいほま納涼花火大会”、秋は“新居浜太鼓祭り”、冬は大島で開催される“とうどおくり”と四季に応じた行・祭事があります。特に秋の太鼓祭りは四国を代表する行事となっています。

■合併・編入による市域の変遷

本市は昭和 12 年の市制施行から合併・編入を行い、平成 15 年に別子山村を編入して現在の新居浜市域に至りました。

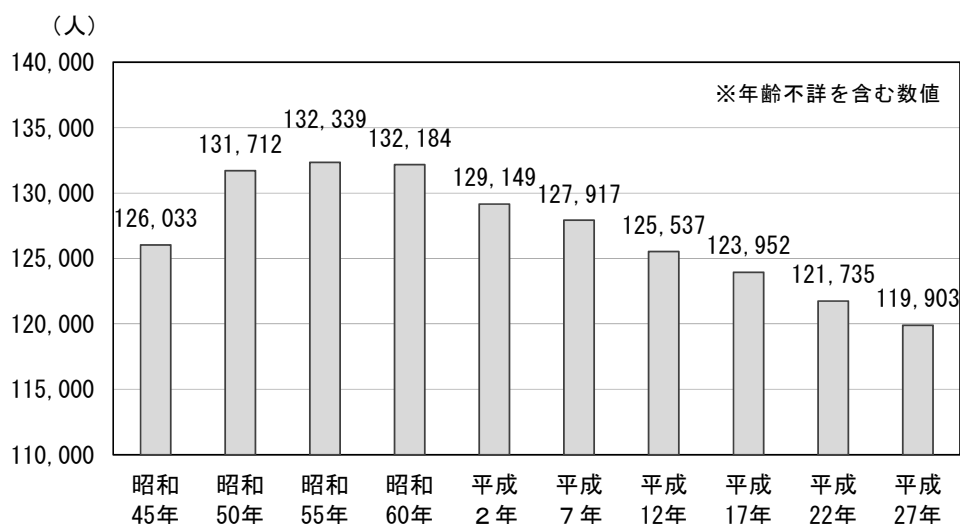


図表 市域の変遷図

(2) 人口・世帯の動向

1) 人口の減少

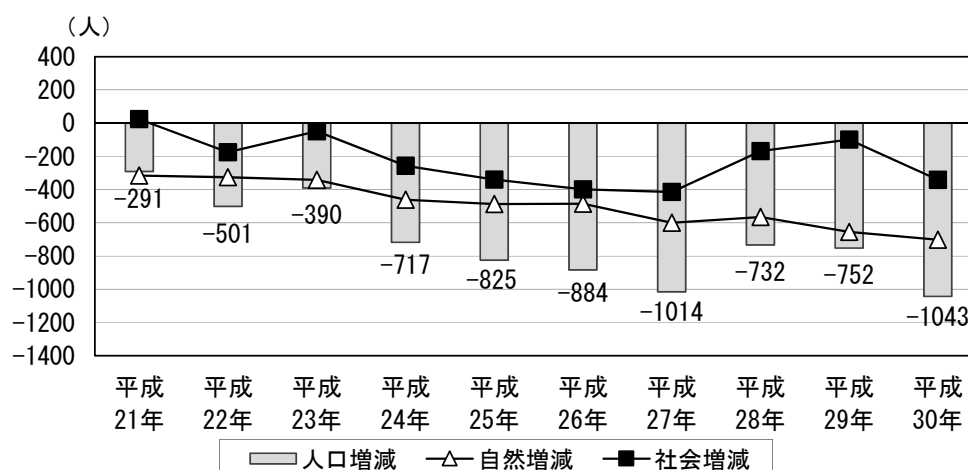
人口（国勢調査）は、昭和 55 年をピークに減少傾向となり、直近の 5 年間（平成 22 年～平成 27 年）では 1.5% 減となっており、平成 27 年現在で 119,903 人となっています。



図表 人口の推移 (資料：国勢調査)

2) 自然減少数が増加する一方、社会減少数が縮小

自然増減（出生、死亡）は、減少数が次第に大きくなっています。社会増減（転入、転出）は減少が続いていますが、平成 28 年以降は減少数が若干小さくなっています。このため、人口動態（住民基本台帳）は、平成 24 年以降若干変動があるものの毎年 700 から 1000 人の減少傾向が続いています。

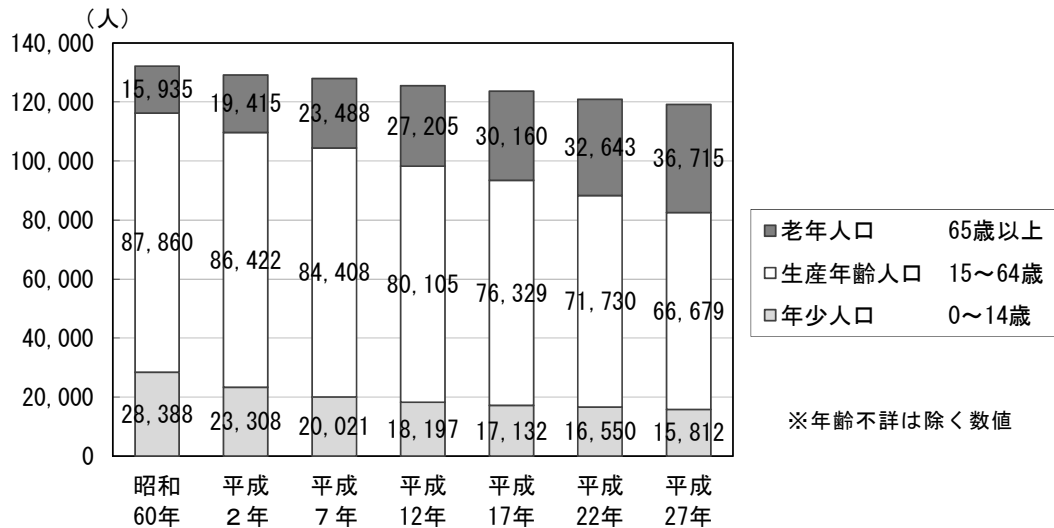


図表 人口動態 (資料：市民課)

3) 年少人口・生産年齢人口の減少、老年人口の増加

3階級別年齢構成は、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）はいずれも減少し、平成27年の構成比は年少人口が13.2%、生産年齢人口が55.6%になっています。これは、出生率の低下などによる年少人口の減少と、転出等による生産年齢層の減少によるものと思われ、特に年少人口の減少は顕著にあらわれています。

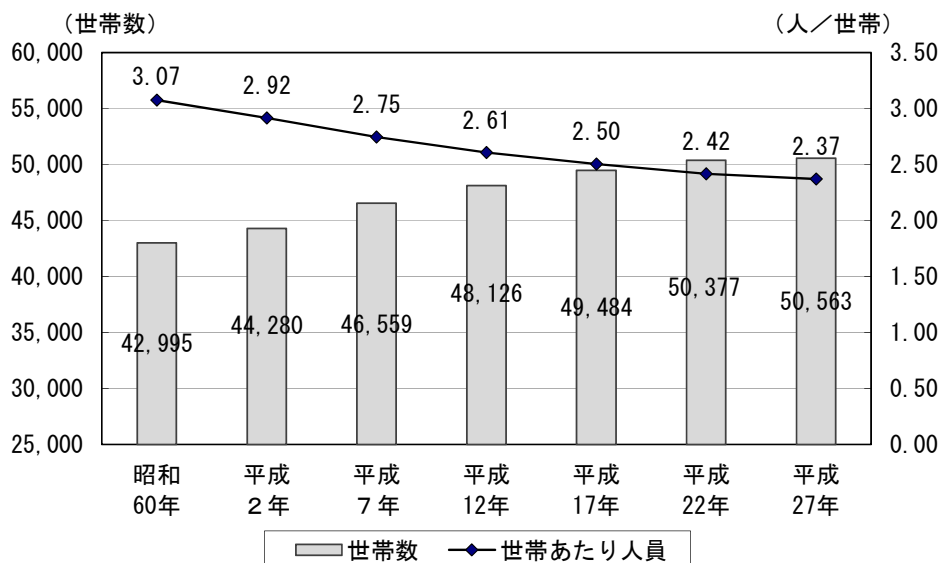
一方、老年人口（65歳以上）の増加は著しく、平成27年の構成比は30.6%となっています。



図表 年齢別人口の推移 (資料：国勢調査)

4) 核家族化による世帯数の増加

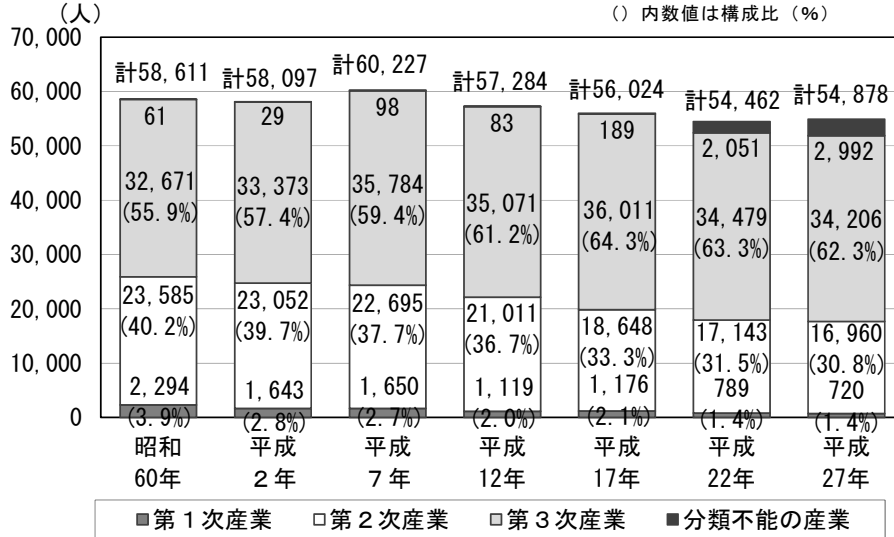
世帯数は、核家族化を反映して増加しており、平成27年には50,563世帯となっています。また、世帯あたりの人員は約2.37人/世帯にまで減少しています。



図表 世帯数及び世帯あたり人員の推移 (資料：国勢調査)

5) 就業人口における第1次・第2次産業の減少、第3次産業の増加から減少へ

平成27年の本市に常住する就業者数は54,878人で、就業者数の割合は第1次産業が1.4%、第2次産業が30.8%、第3次産業が62.3%となっています。近年の就業者数の推移をみると、いずれも微減傾向を示しています。

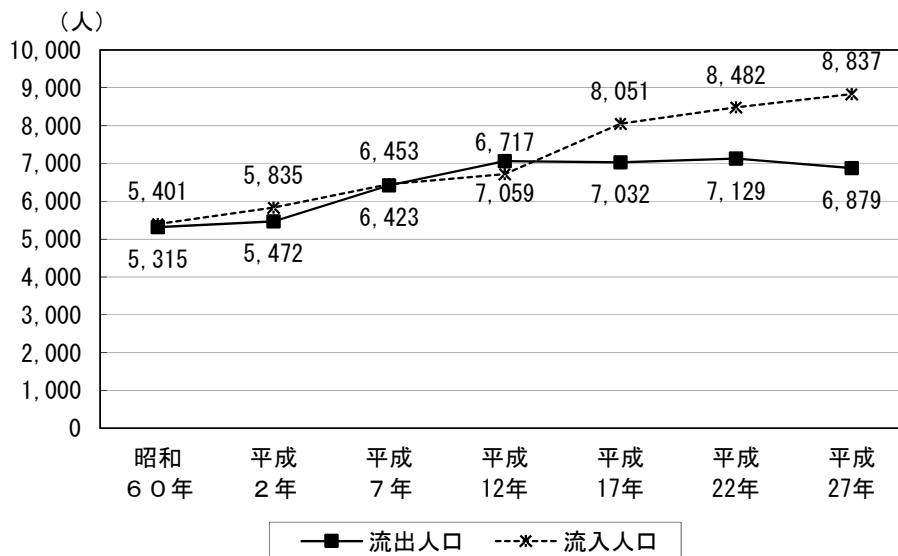


図表 就業人口の推移 (資料: 国勢調査)

6) 従業者数の流入超過

従業者数の流出・流入の状況は、平成17年以降、流出(本市から他市町へ)が概ね横ばいの中で流入(他市町から本市へ)が増加しており、平成17年以降流入超過になっています。

平成27年において、流出先及び流入先は共に西条市が最も多く、次いで四国中央市となっています。

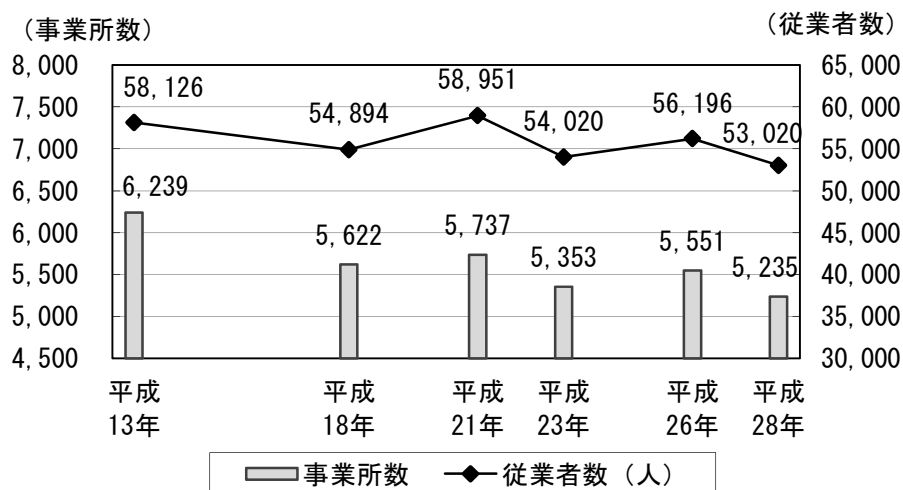


図表 流出・流入別人口 (資料: 国勢調査)

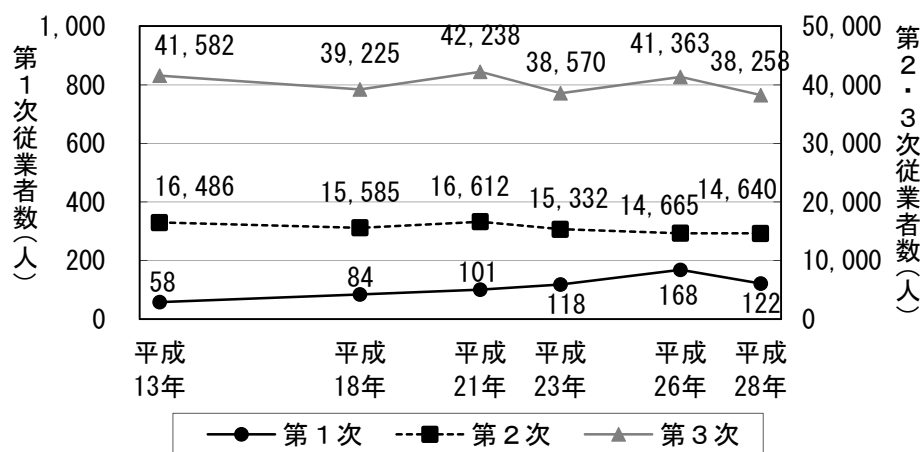
(3) 産業動向

1) 事業所数の減少、従業者数の伸び悩み

市内の事業所数、従業者数（全産業、産業別）は、若干の変動はあるものの、事業所数、従業者数ともに近年は概ね減少傾向にあります。



図表 事業所・従業者数の推移 (資料：事業所・企業統計調査等)

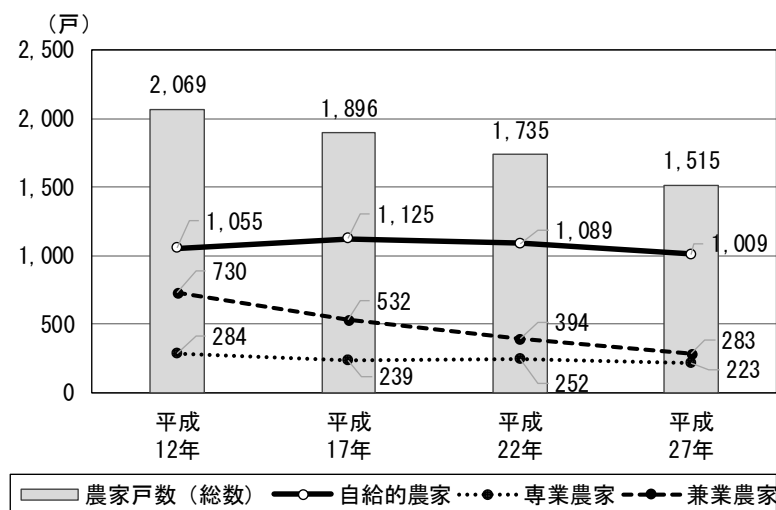


図表 第1次・2次・3次別従業者数 (資料：事業所・企業統計調査等)

2) 農家戸数、販売農家数の減少

農家戸数は減少傾向にあり、特に兼業農家の減少が大きくなっています。

平成 27 年には専業農家が約 15%、兼業農家が約 19%となっている一方で、自給的農家が約 67%と小規模農家の割合が多くなっています。

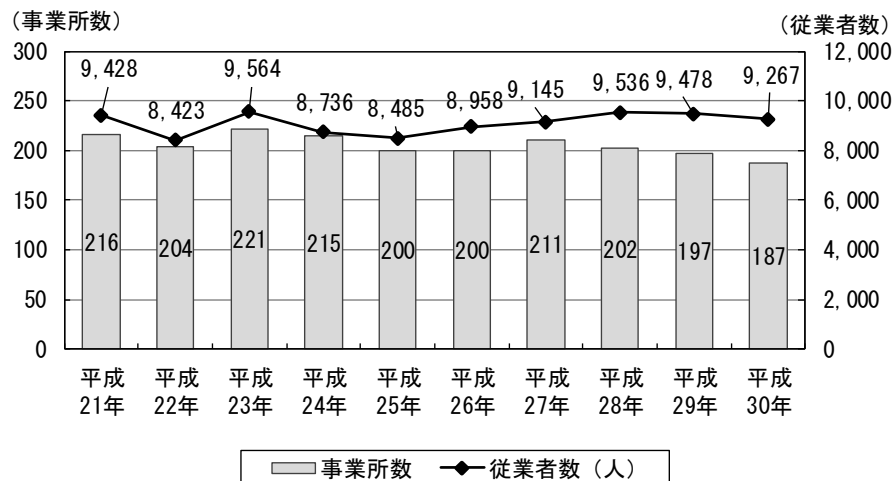


図表 農家戸数と専業・兼業別戸数 (資料：農林業センサス)

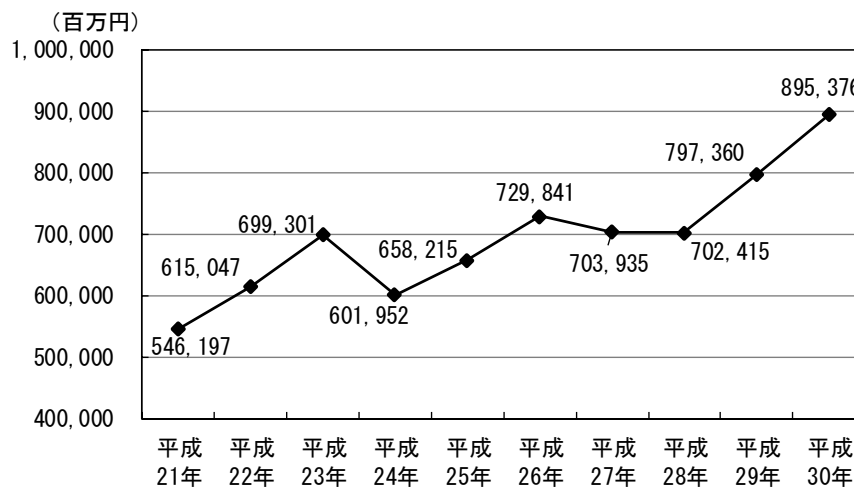
※自給的農家とは、経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家

3) 製造業の従業者数は横ばい、製造品出荷額等は増加

製造業は、若干の変動はあるものの平成 25 年以降は、事業所数・従業者数ともに概ね横ばい傾向となっています。また、製造品出荷額等は平成 27 年に微減に転じましたが平成 24 年以降は増加傾向となっています。



図表 製造業事業所数・従業者数の推移 (資料：工業統計調査)



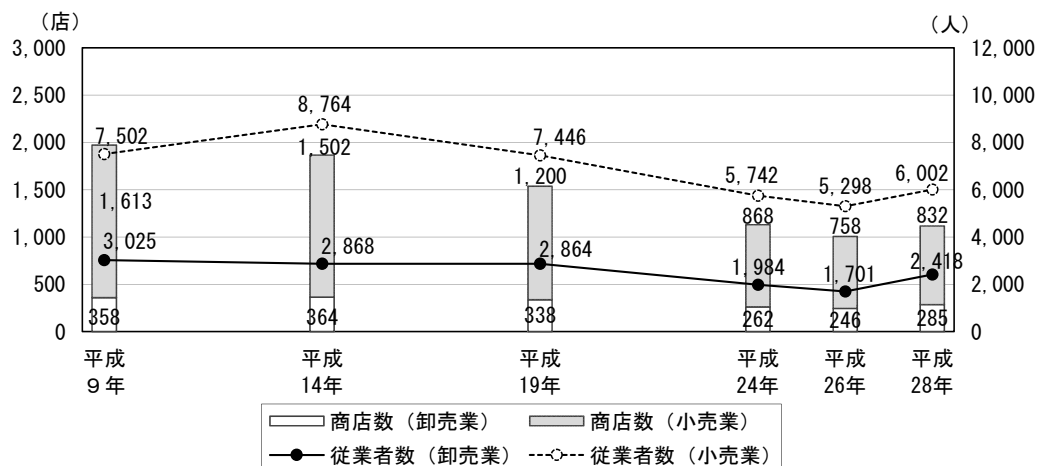
図表 製造品出荷額等 (資料：工業統計調査)

4) 工業用地の必要性

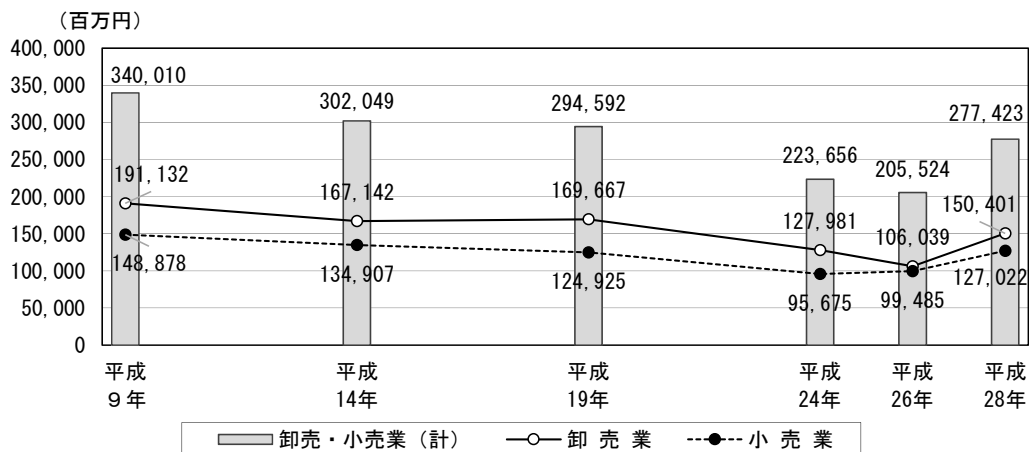
これまで整備した工業用地は平成 31 年度にすべて完売し、企業の事業拡大及び企業誘致による産業の活性化のためには、新たな工業用地の確保が必要となります。

5) 商業活動の鈍化

商業（卸売業、小売業）は、商店数、従業者数、年間販売額ともに、平成14年以降概ね減少傾向にあったものの、平成28年には増加に転じています。



図表 卸売・小売業の商店数、従業者数 (資料：商業統計調査等)

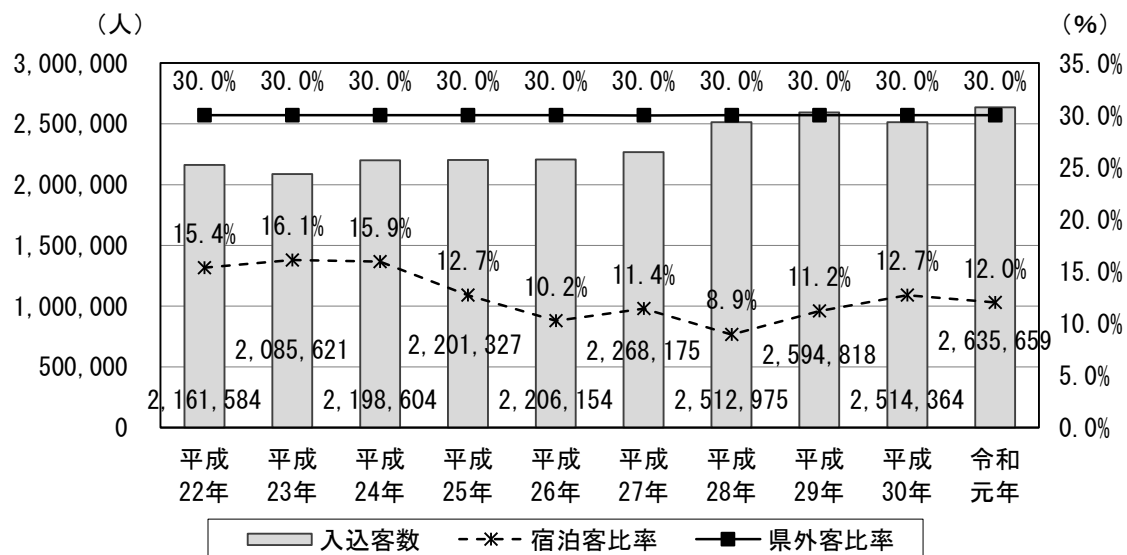


図表 卸売・小売業の年間販売額 (資料：商業統計調査等)

6) 観光客数は年間2百万人超で増加傾向

年間観光客数は近年増加傾向にあり、平成28年以降は250万人を超えています。

このうち県外客比率は30%で横ばい、宿泊客比率も近年横ばい傾向にあり令和元年で12%と、県内客主体、日帰り主体の観光入込状況となっています。

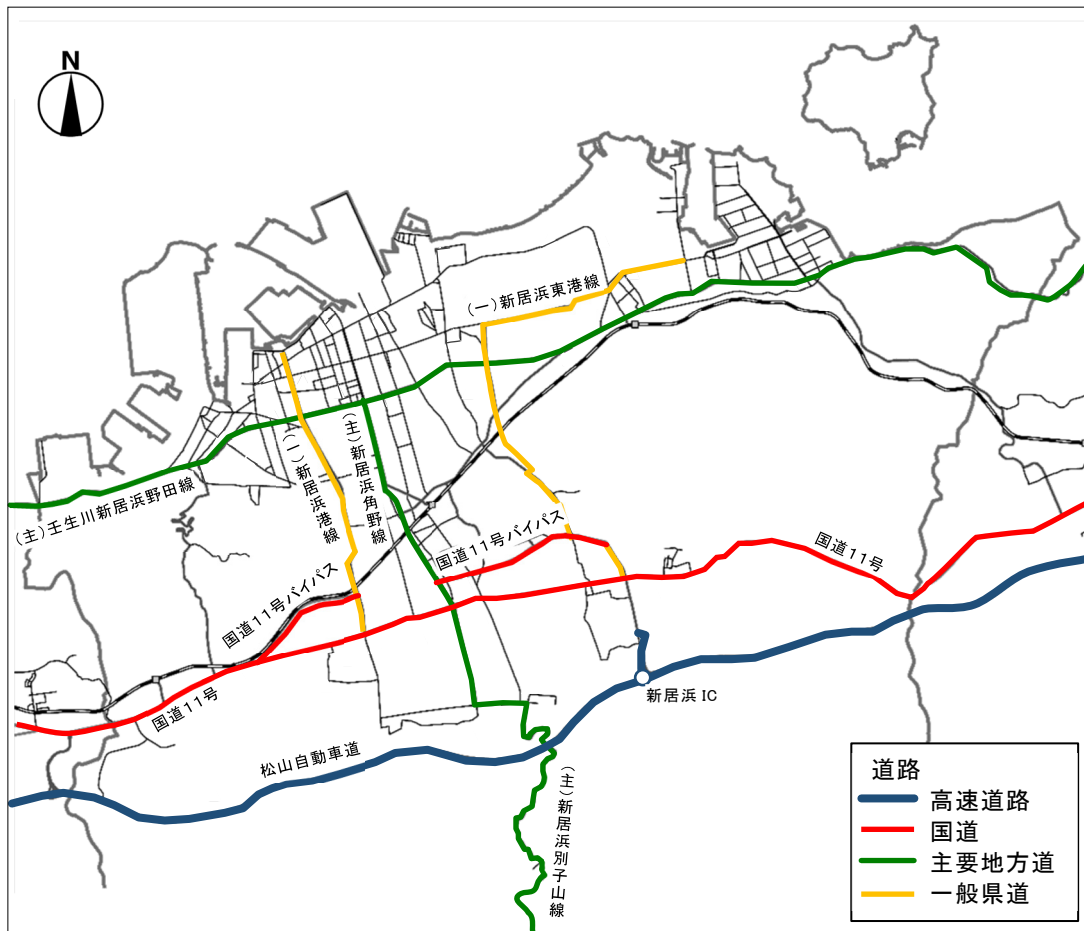


図表 観光入込客数の推移 (資料：新居浜市観光振興計画2018-2027ほか)

(4) 交通体系

1) 東西へ伸びる基幹道路と、南北へ縦断しそれらを補完する県道等

新居浜市を東西に横断する松山自動車道、国道11号、(主)壬生川新居浜野田線、これらを接続するように南北に縦断する(主)新居浜角野線、(主)新居浜別子山線が基幹道路となっています。これらを補完するように(一)新居浜港線、(一)新居浜東港線などが通っています。また、国道11号バイパスが順次、整備されています。

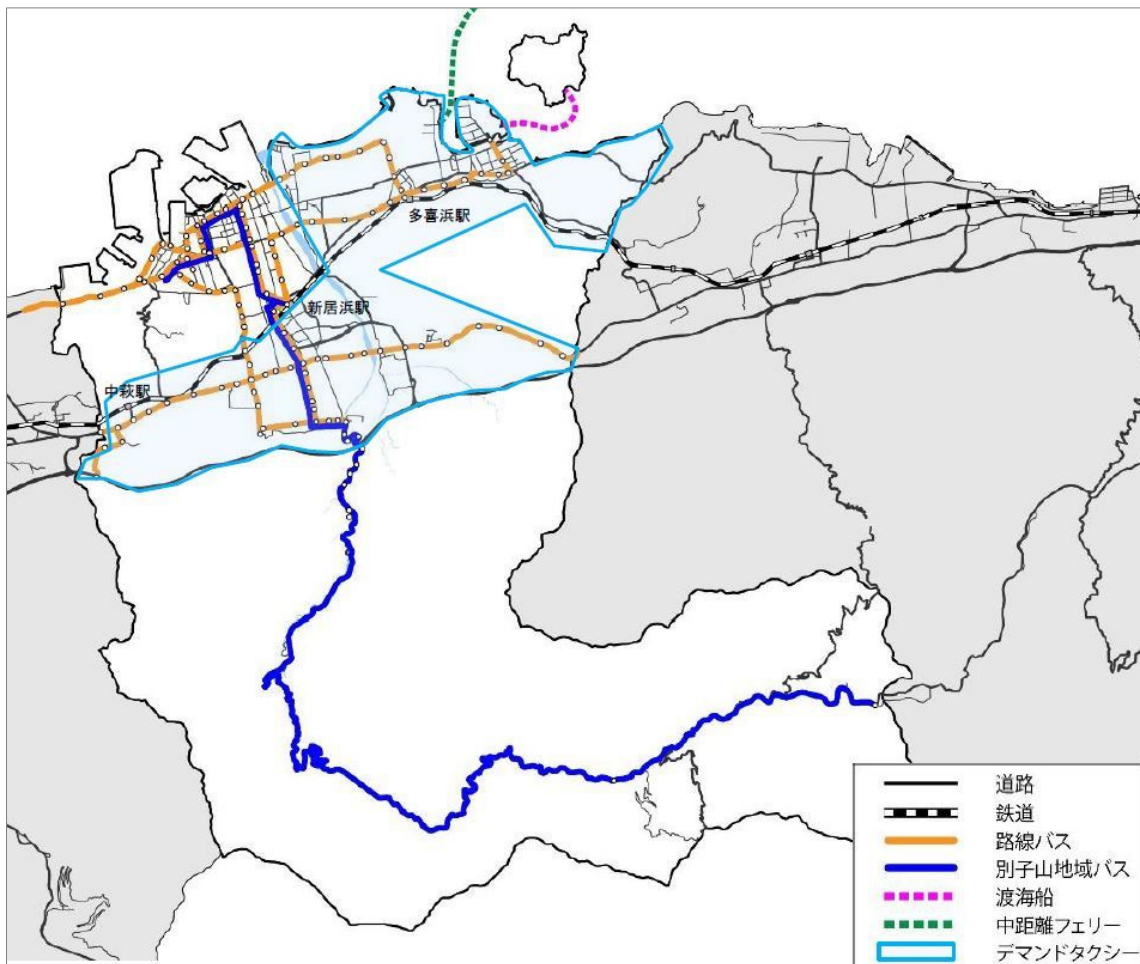


図表 道路網図

2) 伸び悩む公共交通機関の利用状況

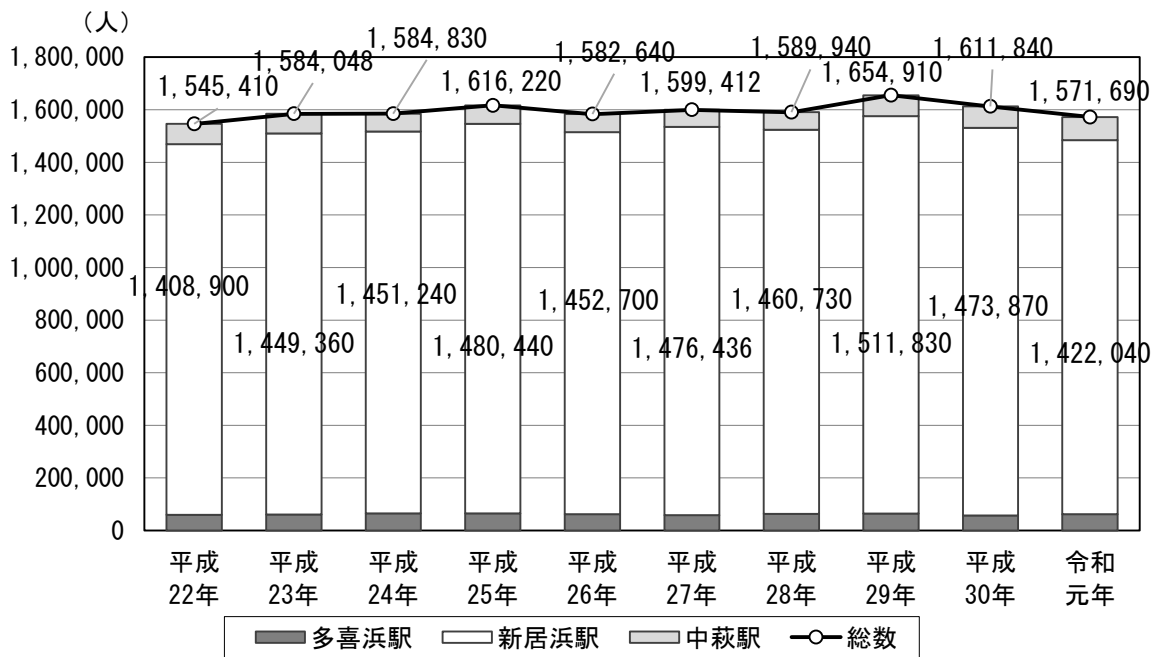
市内鉄道駅の乗降人員は、近年は人口減少が続く中で概ね横ばい傾向となっています。駅別にみると市内の鉄道乗降客数の約91%をJR新居浜駅が占めており、JR中萩駅とJR多喜浜駅は約4～5%を占めています。

新居浜港の船舶乗降人員は、平成26年以降減少傾向となっています。

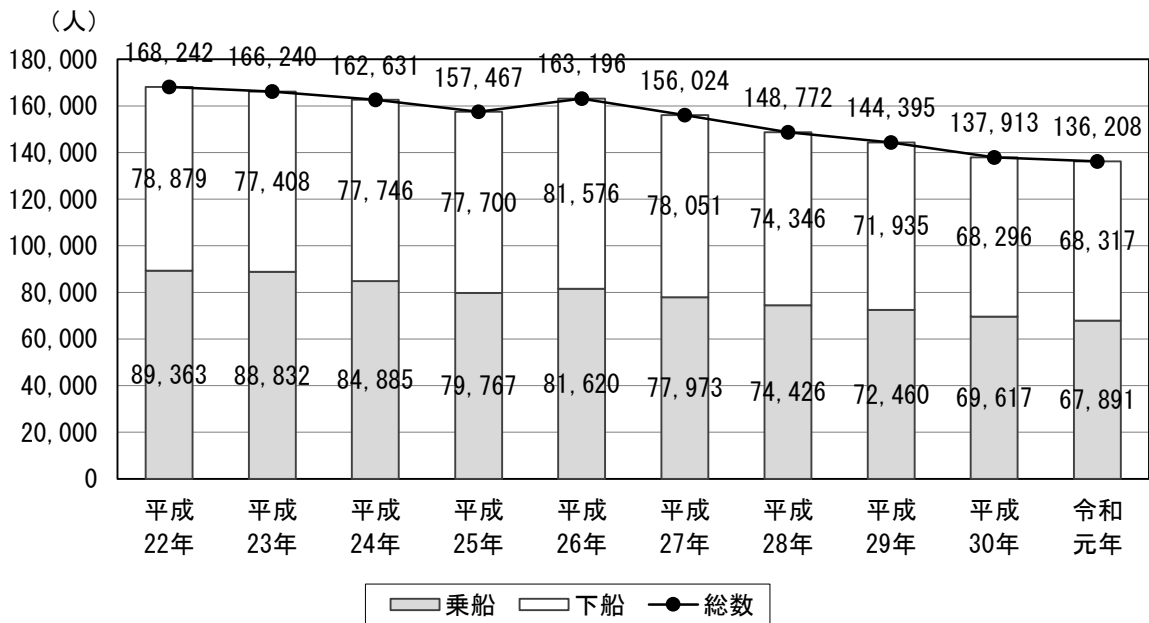


図表 公共交通の状況

(資料：新居浜市地域公共交通網形成計画)

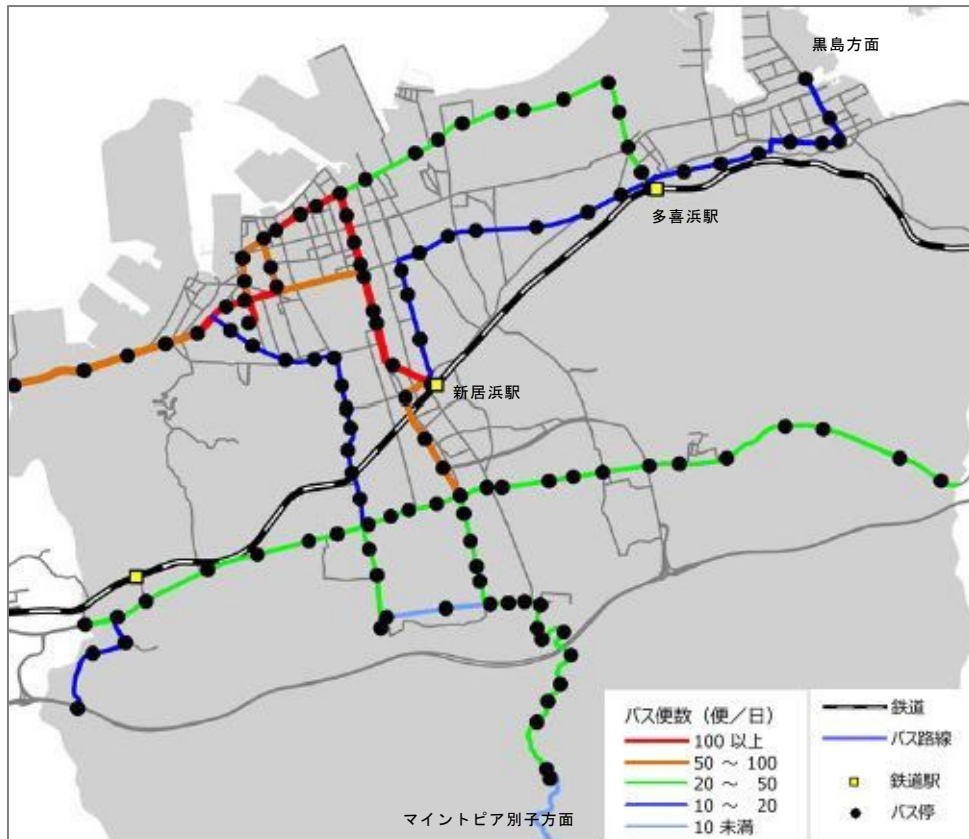


図表 鉄道駅乗降人員 (資料：四国旅客鉄道株式会社)



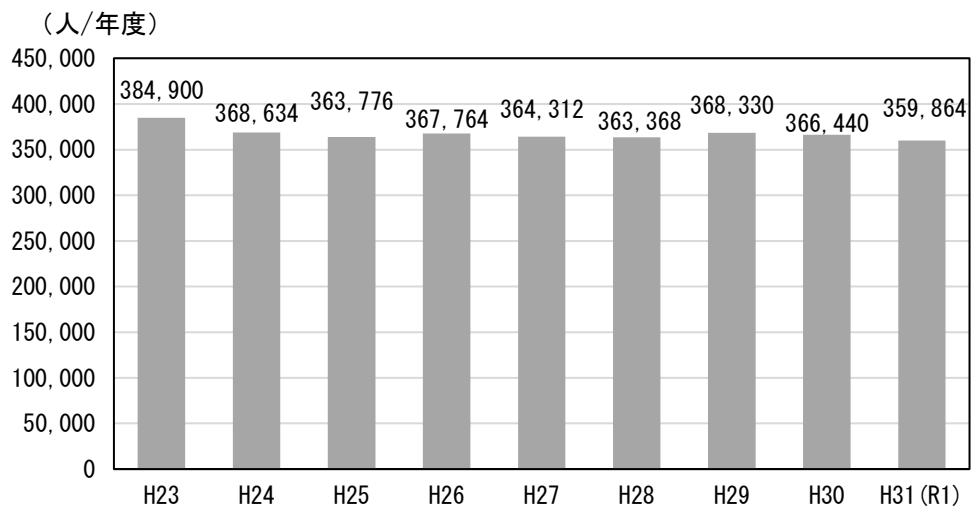
図表 新居浜港船舶乗降人員 (資料：新居浜港統計年報)

路線バスは新居浜駅～市役所前～東町～西原の区間と十全総合病院～イオンモール新居浜～新居浜西バスターミナルの区間では、1日あたり往復100便程度のバスが運行されています。一方、多喜浜、黒島方面やマイントピア別方面の運行頻度は比較的低い運行となっています。路線バスの利用者数の推移を見ると、ほぼ横ばいとなっています。また、別子山地域バスが、公共交通機関がない別子山地域と新居浜市街地を結んでいます。



図表 バス路線の運行頻度

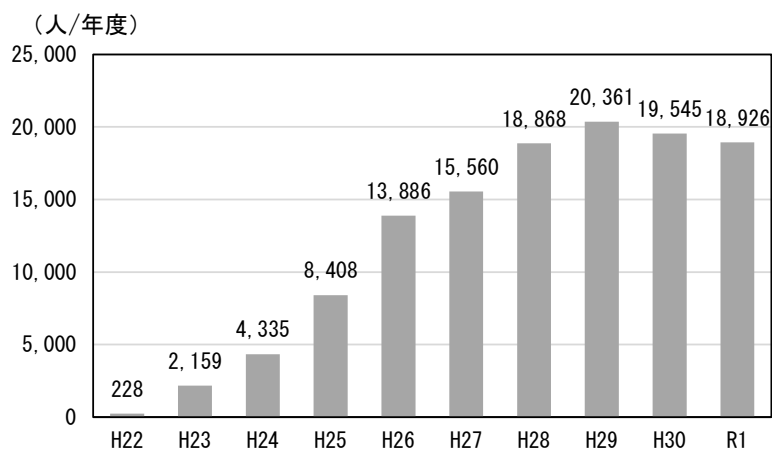
(資料：新居浜市地域公共交通網形成計画)



図表 路線バス利用者数

(資料：民間バス会社提供資料)

デマンドタクシーは、路線バスのサービス圏域に入らない地域（上部西、上部東、川東エリア）をカバーするように、月曜～金曜は1日8便、土曜は1日5便で運行しています。平成23年1月に試験運行を開始し、平成26年10月から本格運行を実施しています。デマンドタクシーの利用者数は、試験運行開始から平成29年度にかけて増加していましたが近年横ばいとなっています。



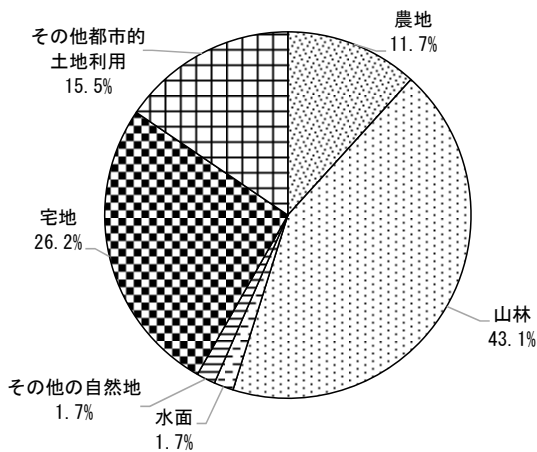
図表 デマンドタクシー利用者数

(資料：新居浜市地域公共交通網形成計画（一部数値更新）)

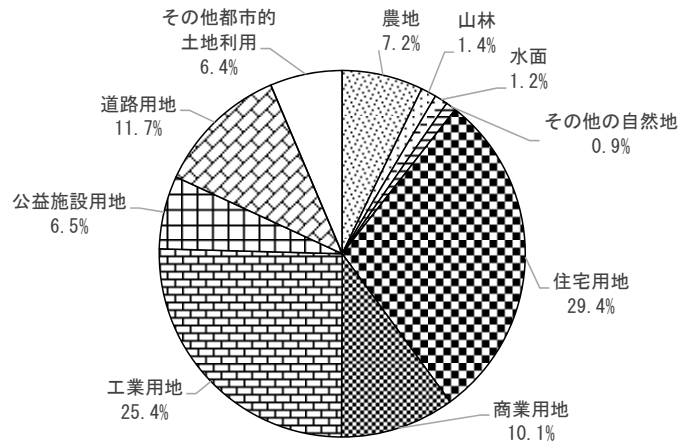
(5) 土地利用

1) 都市計画区域の土地利用

都市計画区域における土地利用（平成30年度都市計画基礎調査）をみると、山林が43.1%、農地が11.7%を占めるなど、58.2%が自然的土地利用となっています。宅地は約26.2%、その他の都市的土地利用は15.5%となっています。



図表 土地利用現況（都市計画区域）

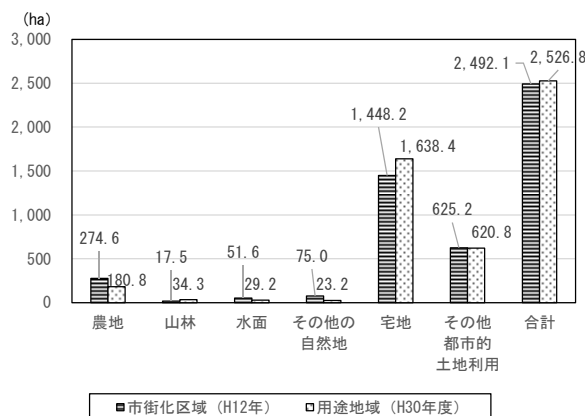


図表 土地利用現況（用途地域）

2) 用途地域内の土地利用

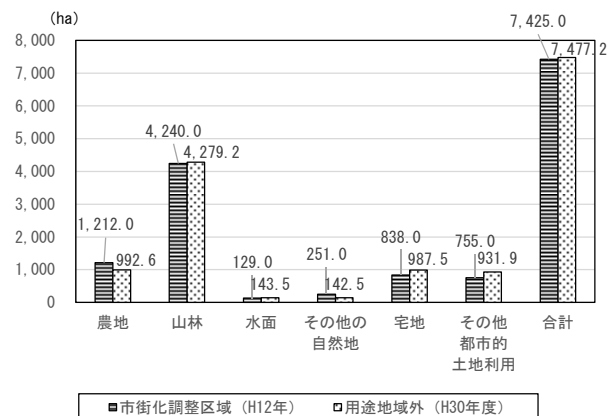
用途地域内は宅地などの都市的土地利用が89.4%となっていますが、農地が180.8ha存在し、用途地域面積の7.2%を占めています。

宅地の面積増減率（平成12～30年）は、用途地域内が13.1%増なのに対し、用途地域外は17.8%と高くなっています。



図表 土地利用現況面積の推移（用途地域）

（資料：都市計画基礎調査）



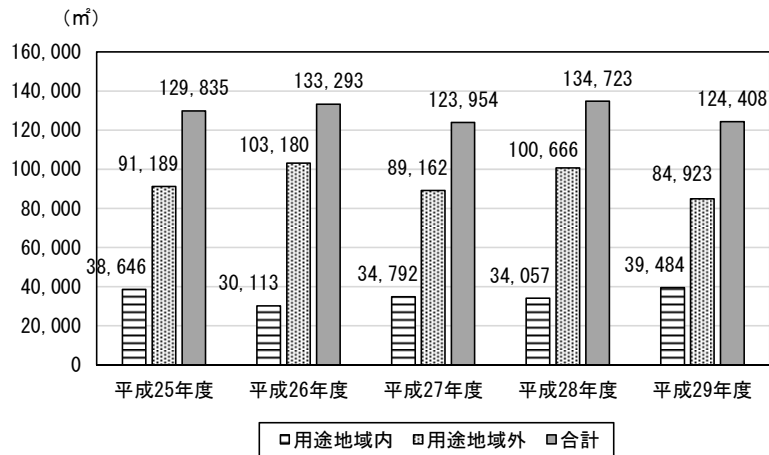
図表 土地利用現況面積の推移（用途地域外）

（資料：都市計画基礎調査）

3) 農地転用

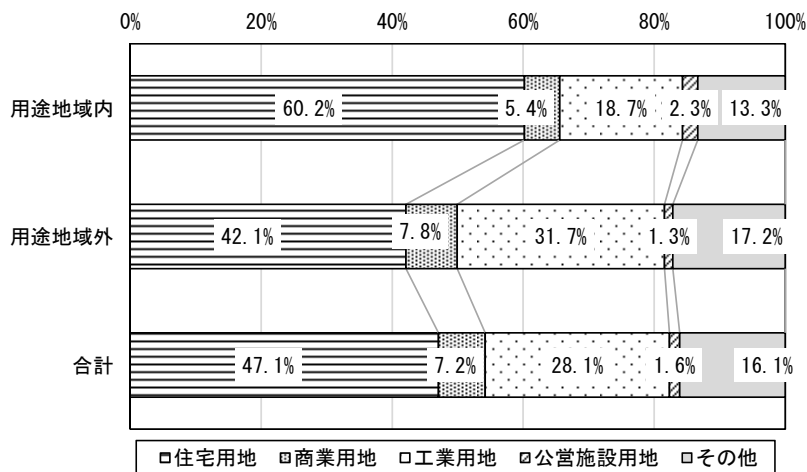
農地転用面積は、平成 28～29 年度において、用途地域内で増加し、用途地域外で減少しています。

転用用途別には、用途地域内では住宅 60%、工業 19%と続き住宅が多いが、用途地域外では住宅 42%、工業 32%と続き工業も多くなっています。



図表 農地転用の地域別面積の推移 (H25～29 年度)

(資料：平成 30 年度都市計画基礎調査「農地転用受付簿」)



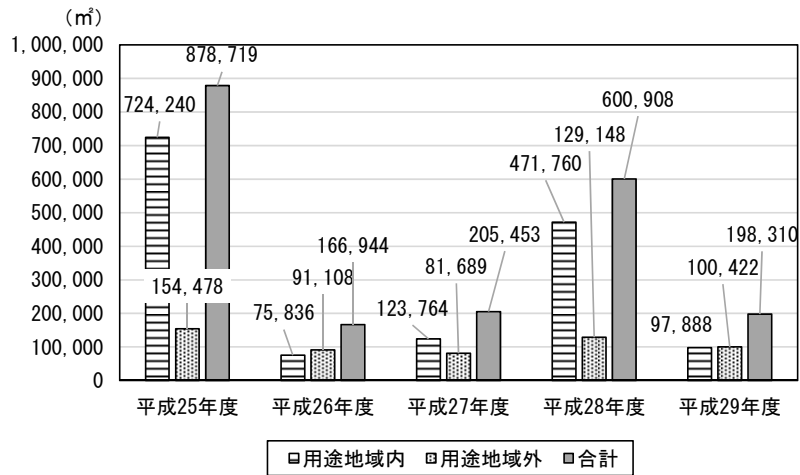
図表 農地転用の用途別面積構成比 (H25～29 年度合計)

(資料：平成 30 年度都市計画基礎調査「農地転用受付簿」)

4) 新築動向

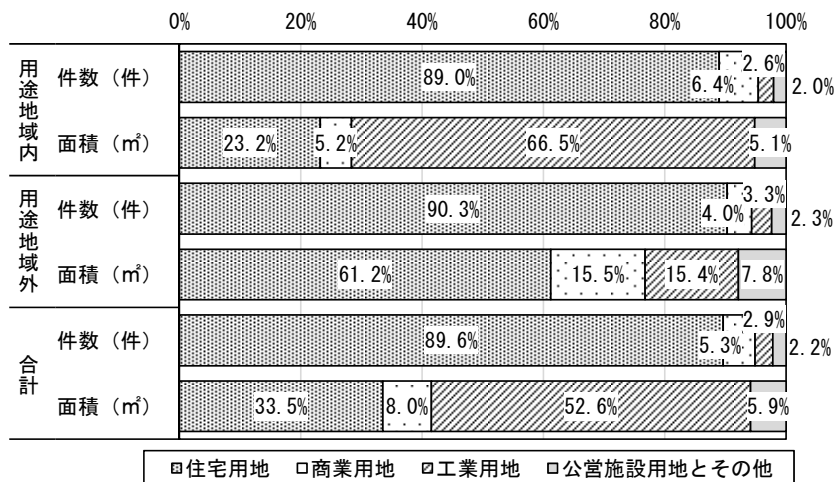
新築動向は、かなり年度により変動しているが、用途地域外では概ね安定した活動が行われています。

新築用途別にみると、用途地域外は全体の61%を住宅が占めるのに対して、用途地域内は工業が67%、住宅が23%と大規模な工業立地が変動量に影響しているものと想定されます。



図表 新築の地域別面積の推移 (H25~29年度)

(資料：平成30年度都市計画基礎調査「新築確認申請台帳」)



図表 新築の用途別構成比 (H25~29年度合計)

(資料：平成30年度都市計画基礎調査「新築確認申請台帳」)

5) 用途地域に囲まれ、島状に残された用途白地地域

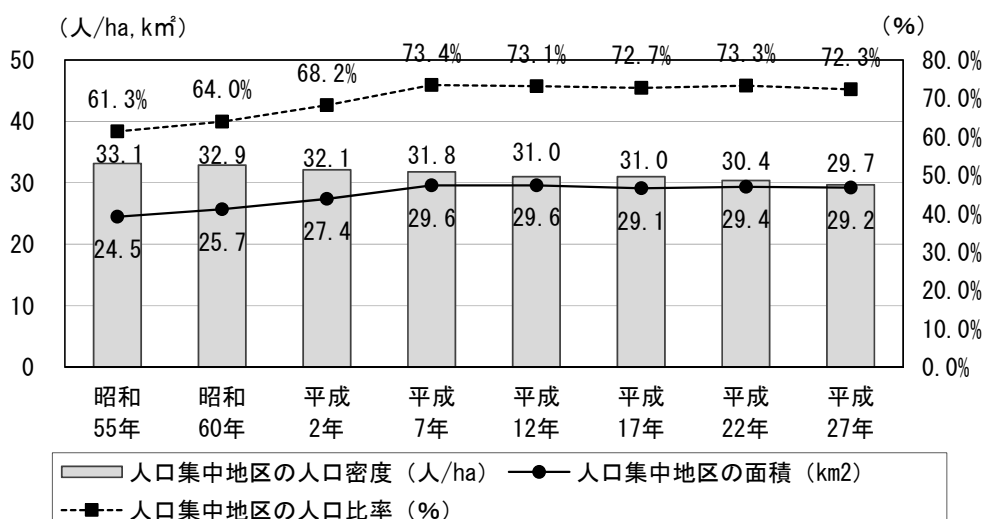
市域の北部に指定される都市計画区域は市域の約43%を占めており、用途地域と用途白地地域（特定用途制限地域）に区分されています。

市役所東部には農業振興地域の指定により、用途地域に囲まれて用途白地地域が島状に残っています。

また、農地では農業振興を目的とした農業振興地域及び農用地区域の指定、森林等においては保安林の指定や、自然環境保全地域など、土地利用に応じた規制がなされています。

6) 用途地域外に拡大している人口集中地区の拡大傾向の停滞、人口密度の減少

人口集中地区は、用途地域外に拡大してきましたが、面積は平成7年以降横ばいとなり、市の総人口が減少傾向にある中、人口集中地区の人口比率も約73%前後で横ばいとなっています。人口密度は一貫して微減の傾向にあります。



図表 人口集中地区の推移 (資料：国勢調査)

(6) 都市整備の状況

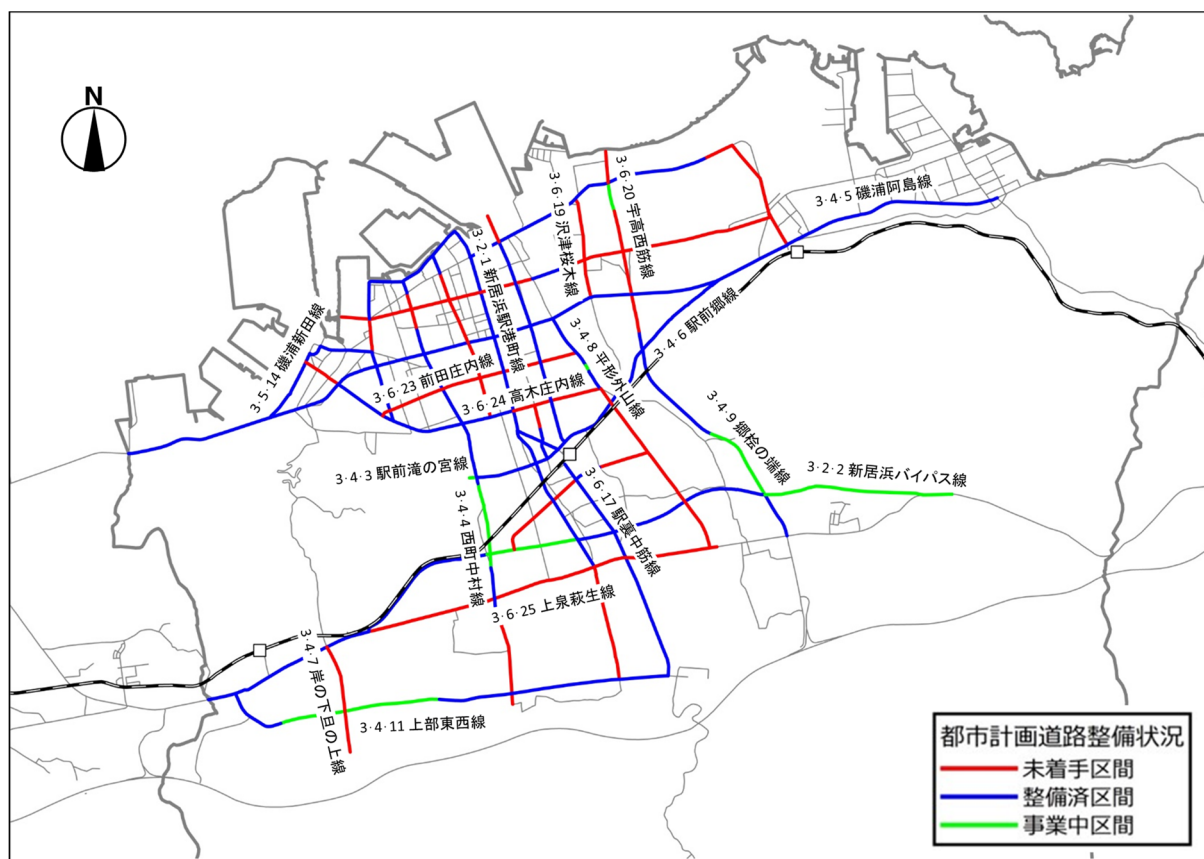
1) 新居浜駅周辺整備の進展

新居浜駅北側は、新居浜駅前土地区画整理事業（27.8ha）が平成29年度に完了しましたが、南側は鉄道により分断され北側との一体性も低く、駅周辺の優れた立地性を生かせていない状況であることから、本市の南側の玄関口として、にぎわいの創出と駅南北の一体化を図った拠点づくりを目指し、基盤が整った面的な市街地整備と魅力ある都市機能の導入等に向けたまちづくりの方針が検討されています。

2) 都市計画道路は未整備区間が多い

本市の都市計画道路は28路線計画されており、総延長104,000mのうち60,025mが整備済みで、整備率は57.7%となっています。

幹線道路の整備は進んでいますが、市街地南部の路線については未整備区間が多く、整備が進んでいません。（長期未整備のものも含む）



区分	計画決定延長 (m)	整備済延長 (m)	進捗率 (%)
幹線街路	91,320	54,287	59.4
特殊街路	12,680	5,738	45.3
合計	104,000	60,025	57.7

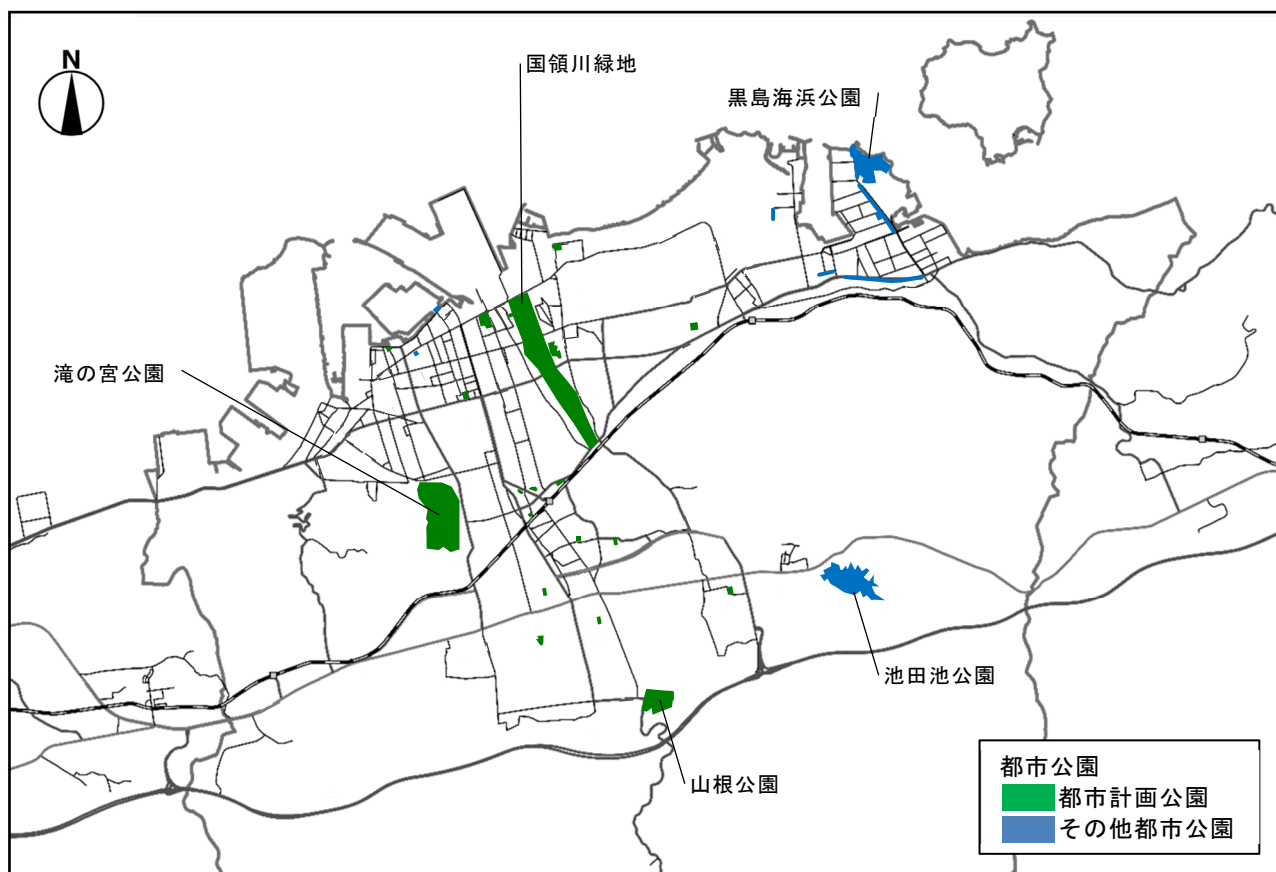
図表 都市計画道路網図

(資料: にはま市政概要ほか)

3) 都市計画公園の整備状況

都市計画公園は、大きなものとしては滝の宮公園や山根公園、国領川河川敷の国領川緑地などが整備されています。19箇所で計画されており、総面積 135.22ha のうち 95.80ha が整備済みであり整備率 70.8%となっています。

また、その他の都市公園は 10 箇所（合計 41.75ha）で開設されており、大きなものとしては池田池公園や黒島海浜公園があります。



区分		箇所数	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	整備率 (%)
都市計画公園	街区公園	12	2.92	2.94	100.7
	近隣公園	4	5.00	5.01	100.2
	総合公園	1	10.10	10.10	100.0
	風致公園	1	51.70	41.70	80.7
	都市緑地	1	65.50	36.05	55.0
	合計	19	135.22	95.80	70.8

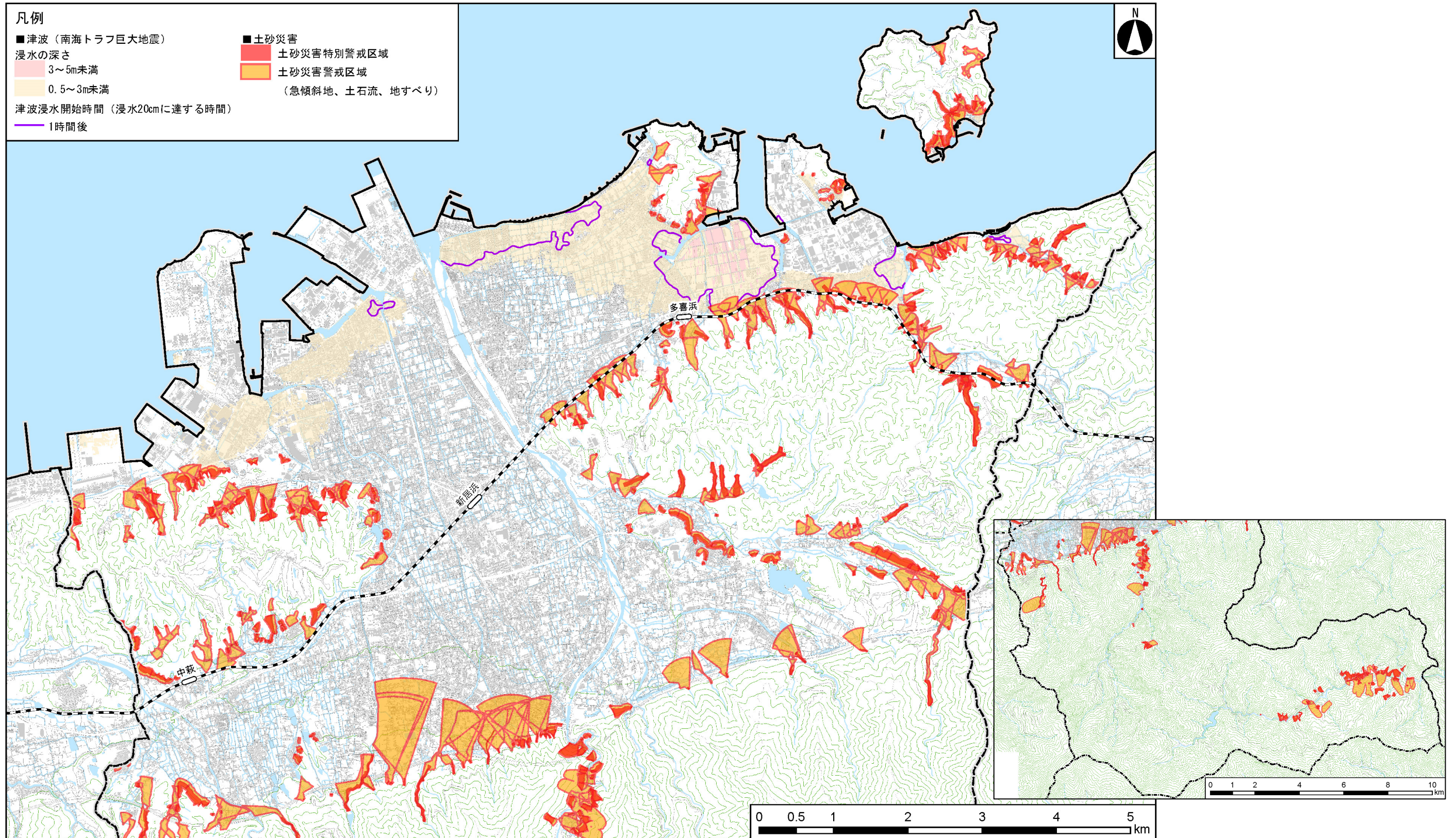
図表 都市計画公園 (資料: にはま市政概要令和元年度版)

4) 公共下水道の整備状況

公共下水道事業の普及状況は、令和2年3月31日現在で人口普及率が約63.7%で、愛媛県11市6町の平均55.4%は上回っていますが、全国平均の79.7%を大きく下回っています。

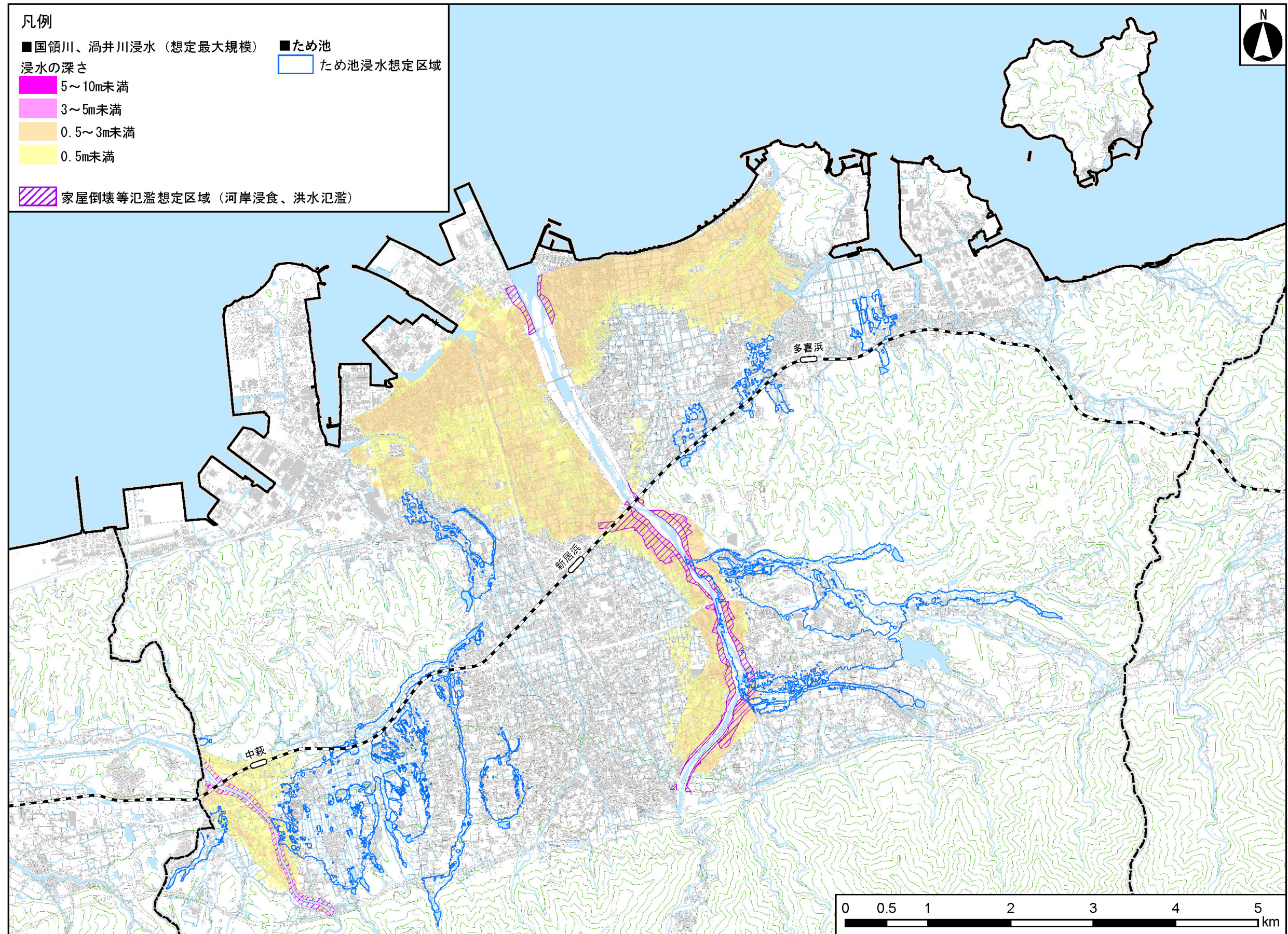
(7) 災害

本市の災害区域の指定状況は、津波浸水の恐れがある箇所として、瀬戸内海沿岸部の大部分が指定されています。台風、豪雨などでの浸水箇所として、国領川や渦井川の浸水想定区域が指定されています。また、市南部に活断層が横断しており、市街地、山間部との境界で広く土砂災害警戒区域等が指定されています。



図表 災害指定区域（津波浸水及び土砂災害）の指定状況

（資料：愛媛県土砂災害情報マップ）



図表 災害指定区域（国領川、渦井川の洪水浸水想定区域及びため池の浸水想定区域）の指定状況

（資料：愛媛県洪水浸水想定区域図）

3. まちづくりの主要課題

1) 都市拠点を生かした利便性の強化

- 問題点**
- ・都市の拠点性が低く、既存の都市拠点の活力低下が懸念
 - ・公共交通空白地域があり、交通弱者の移動手段の確保が懸念
 - ・市の骨格となる幹線道路の整備の遅れ
 - ・公共施設の維持に係るコスト増大等による財政負担増の懸念、など



①都市拠点における都市機能の強化

- 効率的効果的なまちづくりの観点から、立地適正化計画に基づき、都市拠点等の既存の都市機能集積を生かし、市民等の利便性の向上に資する都市機能の立地を加速化し、都市拠点の利用促進と民間投資の活性化につなげていく必要があります。
- 各都市拠点においては、将来の人口減少による空き家・空き地等の増加に伴う定住環境の荒廃化（いわゆるまちなかのスポンジ化）につながらないように、空き家・空き地等の有効活用や、公共施設の再編や公有地の有効活用との連携を図りつつ、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。
- 新居浜駅周辺など、都市機能誘導区域として都市基盤が整った一体的な市街地整備の誘導が望まれる地区では、拠点機能の強化に資する都市機能の充実が望まれます。
- 各都市拠点の活性化に向けては、中心市街地を含む各拠点間の回遊・滞留性が高まるよう、各地域の資源を生かした特色あるにぎわい機能の導入や、拠点地区内の歩きたくなるまちづくり等を進め、相乗効果の高い集客拠点形成を進めていく必要があります。

②都市拠点を利用しやすい交通環境の充実

- 各都市拠点については、持続的ににぎわいが確保できるよう、高齢者や若者等の車を利用しない層、都市拠点から離れた居住者も含めて、幅広い市民が都市拠点を利用しやすい交通環境の充実を図っていく必要があります。
- 市の骨格となる幹線道路の整備とともに、長期未整備の都市計画道路について必要性を検証し廃止等を含めて見直しを進めていく必要があります。また、都市拠点への公共交通網の維持・充実や、都市拠点内のバリアフリーやユニバーサルデザインに留意した交通環境の充実、歩行者や自転車利用者にやさしい道路空間づくり等が望まれます。

2) 若者・子育て世代から高齢者まで安心して住み続けたいまちづくり

- 問題点**
- ・人口減少を踏まえた市街地内居住環境悪化の懸念
 - ・少子高齢化を踏まえた若者・子育て世代等の減少の懸念
 - ・将来の環境変化への適切な対応の必要性、など



①都市拠点等の周辺におけるまちなか居住の魅力強化

- 効率的効果的なまちづくりの観点から、立地適正化計画に基づき、都市拠点等の周辺地区（居住誘導区域）において、都市機能等が集積し公共交通の利用が便利な利点に共感する市民等のまちなか居住が促進され、地区内の人口密度の維持増進が図れるような、居住地としての魅力強化を図っていく必要があります。
- 特に将来の人口構造の改善に向けて定着や流入が望まれる若者・子育て世代にとって、安心できる子育て環境や、生活利便サービスの充実とともに、都市機能や公共交通の利便性に魅力を感じる高齢者等が安心して住み続けられる場づくりにつなげていく方向が望まれます。
- また、将来の生産年齢人口の減少に伴う担い手不足や長寿社会等を踏まえると、多様な担い手の社会参画や生きがい活動のニーズ増大が想定され、新居浜にゆかりのある人も含めて、生きがい活動や交流・コミュニティのある生涯活躍できる環境づくりや、健康増進に資するまちづくりも望まれます。

②自然・田園と調和した郊外等の定住環境の維持

- 本市は用途地域未指定の白地地域や、都市計画区域外の面積も広く、郊外等に多くの人が住んでいることから、郊外等の自然・田園環境や低未利用の既存建物等を生かしつつ、地域住民のコミュニティ・交流活動の活発化が図られるような環境づくりを図っていく必要があります。

③将来の環境変化に対応した持続可能なスマートなまちづくり

- 地球温暖化対策につながる環境負荷の低い低炭素まちづくりの取組みや、SDGs（持続可能な開発目標）に即した取組み等を進めていく必要があります。
- 高度情報通信技術の進展を生かした暮らし等の利便性の向上など、将来の環境変化に適切に対応し、本市のまちの魅力向上につながるような環境づくりを図っていく必要があります。

3) 防災・減災のまちづくり

問題点 ・風水害・地震などの自然災害への不安、など



①減災まちづくり

- 大規模な地震や異常気象等に伴う風水害など、防災への市民意識の高まりに対して、国土強靱化地域計画と連携しつつ、災害被害を最小限に抑える強靱化対策や備え等を図り、安全・安心に暮らし続けられる環境づくりを図っていく必要があります。
- 災害に備え、河川や水路、排水施設等の整備と適正な維持管理、土砂災害対策等を進めていく必要があります。
- 要配慮者に留意した避難所の環境整備や、耐震性の低い建築物の耐震化、市民の防災知識・技術の普及、自主防災組織等の活性化を進めていく必要があります。

4) 地域資源を生かした新居浜らしさの創造と、多様な交流の活性化

- 問題点**
- ・歴史・文化・自然等の良好な地域資源の保全・活用の必要性
 - ・モノづくり産業等を生かした活性化の必要性
 - ・住民の各地域への愛着を高める取組みの必要性、など



①モノづくり産業等を生かした起業や元気創造の支援

○四国屈指の工業都市として発展してきた特性や、広域交通基盤周辺等の工業導入適地等を生かし、新たな産業機能の立地促進を図るとともに、若者等の多様な雇用機会の創出のため、既存のモノづくり産業等と連携した暮らしの便利を高める起業や創造的な活動の場づくり等が望まれます。

②近代産業遺産等を生かした良好な景観創造と観光交流振興

○市内には近代産業遺産ほか、様々な特色ある歴史・文化・自然等の地域資源を有しており、市内観光資源を楽しむ滞留・回遊性の高い環境づくりを進め、観光交流人口の拡大による地域経済の活性化につなげていく方向が望まれます。

○また、各地域のそうした地域資源は新居浜市らしい良好な景観資源でもあり、後世に守っていくための景観規制や、新たな景観創造等を積極的に進めていく方向が望まれます。

③住民主体の愛着とコミュニティあふれるまちづくり

○効果的効率的なまちづくりや、市民自身の満足度の高いまちづくりを進め、定住促進につなげていくためには、身近な地域の定住魅力を高める住民主体のまちづくりが有効であり、住民主体のまちづくり活動の活性化を図る取組み強化が望まれます。